

第七八條 小作人ハ連帶賣出ニテ土地賃借證ヲ造り保證人ヲ入レ組合提呈スルコト

第七九條 小作人ハ毎年指定シタル期日ニ組合ニ生産検査米ヲ納入ス若夫端米ニテ納入スルモノトス 端米ハ各員が食糧米ト認ムルモノテ納入スル要ス

第八一條 生産検査食糧米ヲ納入シタルモノ対シテハ從來例通り獎勵米ヲ交付ス  
第三條 地主ハ豐出テ論セス無所小作料一石三斗シニ併し、割合ニテ備凶米ヲ積立テ小作者ハ一石二斗シニ併し續立リルモノトス

但シ小作者ハ小作者ニシテ特別減免リ更ケル年ハ積立テ要セス  
第五條 備凶積立ハ小作者、共同賃金トナシ並氣信用組合ニ預ケ

ハレ契約満了ニ至レハ小作者、各持分ヲリ配當スルモノトス

第六條 備凶積立ハ小作者ハ、委員會、決議ニヨリ各持分ヲ向率ニ配當スルコト得

第七条 地主ヨリハ納米一石二斗一升、割合可以テ餘賣ヲ申シ受ク  
第七條 自作地ニ付シテハ積立ヲナキ事セス然シ共自作地ヲ此ムリ得入組合ニ提供セントスル場合ノ契約後、年數ニ應ジ年貢米

一石二斗三升、割合可以テ餘賣ヲ申シ受ク

第八條 小作者ハ此ムリ得スシテ返還セントスル時、成ルハク其ノノムリ月中ニ組合ニ申込ムコト

但シ此ムリ得スル種由シント算算ノ額ムル場合ノ邊際スルモノトス  
契約期日別正子年ノ月ノ前年ノ九月中ニ組合ニ其旨申

出人其場合ニ積立ノ事ハ小作者ハ其ノノムリトス

第九條 地主貸典ヲ蒙ル者不仕合ノ成ルハ其年、東月中ニ組合ニ

届出ルコト  
第十條 特別減免ハ組合員ノ申出ヨリ調査年員実地踏査

シテ其結果ヲ定ム  
但シ減免ヲ受ケテ不仕合ノ申出前迄ノ組合承認ムラ奉ス

第十一条 小作者ハ外修繕等不場合ノ材料ハ其地主ヨリ旁カハ其小作者人ヨリ提供スルモノトス

第十二条 本部落居住ノ組合員ハ指定シタル期日共同作業ニテ年貢米ヲ運搬スル義務アレモノトス

第十三条 左ノ各項ニ該當スルモノハ總會ノ議決を経て除名罷退ヲ命スルコトアルベシ